

令和2年度 指定居宅介護支援事業者実地指導 指摘件数一覧

(単位:件)

項目	指摘区分		
	文書	口頭	合計
1 基本方針	0	0	0
2 人員基準			
(1) 従業者の員数	0	0	0
(2) 管理者	0	0	0
小 計	0	0	0
3 運営基準			
(1) 内容及び手続の説明及び同意	3	1	4
(2) 提供拒否の禁止	0	0	0
(3) サービス提供困難時の対応	0	0	0
(4) 受給資格等の確認	0	0	0
(5) 要介護認定の申請に係る援助	0	0	0
(6) 身分を証する書類の携行	0	0	0
(7) 利用料等の受領	0	0	0
(8) 保険給付の請求のための証明書の交付	0	0	0
(9) 基本取扱方針	0	0	0
(10) 具体的取扱方針	1	1	2
(11) 法定代理受領サービス等に係る報告	0	0	0
(12) 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付	0	0	0
(13) 利用者に関する市町村への通知	0	0	0
(14) 管理者の責務	0	0	0
(15) 運営規程、重要事項説明書	0	7	7
(16) 勤務体制の確保等	0	0	0
(17) 設備及び備品等	0	0	0
(18) 従業者の健康管理	0	0	0
(19) 掲示	0	0	0
(20) 秘密保持	0	6	6
(21) 広告	0	0	0
(22) 居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等	0	0	0
(23) 苦情処理	0	0	0
(24) 事故発生時の対応	0	0	0
(25) 会計の区分	0	0	0

(単位:件)

項目	指摘区分	文書	口頭	合計
(26) 記録の整備		0	0	0
(27) その他		0	0	0
小 計		4	15	19
4 介護給付費の算定及び取扱い				
(1) 基本報酬		1	0	1
(2) 各種加算・減算		5	0	5
小 計		6	0	6
5 変更届等		0	0	0
合 計		10	15	25

令和2年度 指定居宅介護支援事業者実地指導 指摘内容一覧

根拠法令等の凡例

- 法 : 介護保険法 (H9. 12. 17法律第123号)
- 施行規則 : 介護保険法施行規則 (H11. 3. 31厚生省令第36号)
- 条例 : 太田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例 (H30. 3. 16条例第12号)
- 規則 : 太田市指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定介護支援事業所の指定等に関する規則 (H18. 3. 29規則第15号)
- 解釈通知 : 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について (H11. 7. 29老企第22号)
- 報酬告示 : 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準 (H12. 2. 10厚生省告示第20号)
- 留意事項 : 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分) 及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (H12. 3. 1労企第36号)

1. 文書指摘

(単位: 件)

指 摘 項 目	指 摘 事 項	根 拠 法 令 等	件数
3	(1) 内容及び手続の説明及び同意	指定居宅介護支援の提供開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等につき理解を得られるよう文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者から署名を得てください。 (平成30年4月以前の利用者について、平成30年4月以降のケアプランの見直し時に説明を行っていない事例が見受けられました。)	3
	(10) 具体的取扱方針	利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求め、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限り、居宅サービス計画に位置付けてください。	1
4	(1) 基本報酬	居宅介護支援費 (Ⅰ) については、指定居宅介護支援を受ける1月当たりの利用者数に、指定介護予防支援事業者から委託を受けて行う指定介護予防支援の提供を受ける利用者数 (厚生労働大臣が定める基準に該当する地域に住所を有する利用者数を除く。) に2分の1を乗じた数を加えた数を当該事業所の介護支援専門員の員数で除して得た数 (以下「取扱件数」という。) が40未満である場合又は40以上である場合において、40未満の部分について算定することとされていますが、取扱件数が40以上の部分についても算定している事例が確認されました。 取扱件数が40以上60未満の部分については、居宅介護支援費 (Ⅱ) を算定することとされていますので、報酬請求状況について自主点検し、誤って請求しているものがある場合は、保険者に確認し、必要な措置を講じてください。 なお、介護支援専門員の員数は常勤換算方法で算定することに留意してください。	1
	(2) 各種加算・減算	次の事項に該当する場合に、運営基準減算として、所定単位数の100分の50に相当する単位数 (運営基準減算が2月以上継続している場合は、所定単位数は算定しない) を算定していない事例が見受けられました。運営基準の遵守状況と報酬請求状況について自主点検し、誤って請求しているものがある場合は、保険者に確認し、必要な措置を講じてください。	3
		○指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、 ・利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介できるよう求めることができること ・利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること について文書を交付して説明を行っていない。 ○モニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続している。	3
	入院時情報連携加算 (Ⅰ) については、利用者が入院してから3日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していることが算定要件となりますが、情報提供を3日以内に行っていない場合に算定している事例が見受けられました。報酬請求状況について自主点検し、誤って請求しているものがある場合は、保険者に確認し、必要な措置を講じてください。 なお、「3日以内」の日限については、入院した日を1日目と数えることに留意してください。	1	

4	(2)	各種加算・減算	<p>退院・退所加算(Ⅰ)ロの算定に係る病院又は診療所からの退院に係るカンファレンスは、診療報酬の算定方法(H20厚生労働省告示第59号)別表第一医科診療報酬点数表の退院時共同指導料2の注3の要件を満たす必要があるところ、当該要件を満たさずに当該加算を算定している事例が確認されました。また、カンファレンスに参加した場合、利用者又は家族に提供した文書の写しを添付することとされていますが、当該要件を満たさずに当該加算を算定している事例が確認されました。</p> <p>カンファレンスの実施状況と報酬請求状況について自主点検し、誤って請求しているものがある場合は、過誤処理により、保険者に介護報酬を自主的に返還してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 報酬告示別表注ロ 留意事項第三13(3)①イ 留意事項第三13(3)④ 	1
合 計				10	

2. 口頭指摘

(単位：件)

指摘項目		指摘事項	根拠法令等	件数	
3	(1)	内容及び手続の説明及び同意	<p>指定居宅介護支援の提供開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等につき理解を得られるよう文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者から署名を得てください。</p> <p>(重要事項説明書に記載し、説明を行っているとのことですが、あらかじめ氏名が印字してあり、そこに理解したことを示す押印もらっている事例がありました。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 条例第7条第2項 解釈通知第二3(1) 平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1) (H30.3.23) 問131 	1
3	(10)	具体的取扱方針	<p>介護支援専門員は、サービス担当者会議に居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集し、利用者の状況等に関する情報を共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めてください。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができます。</p> <p>(居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス事業者について、サービス担当者会議への出席がなく、意見照会もされていない事例が確認されました。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 条例第16条第9号 解釈通知第二3(7)⑨ 	1
	(15)	運営規程、重要事項説明書	<p>運営規程と重要事項説明書の記載内容に不備がありましたので、修正してください。</p> <p>なお、運営規程については、変更後に市役所長寿あんしん課に変更届を提出してください。また、重要事項説明書の変更後は、事業所において必要な措置を講じてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 条例第7条第1項及び第21条 解釈通知第二3(1)及び(11) 	7
	(20)	秘密保持	<p>サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を得ていますが、利用者の家族の個人情報を用いる場合には、当該家族の同意も得るようにしてください。</p> <p>(同意の一部漏れが確認されました。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 条例第26条第3項 解釈通知第二3(15)③ 	6
合 計				15	

備考 分類に当たり、事業者へ送付した実地指導結果通知とは表記が異なる場合がございます。

令和2年度 指定居宅介護支援事業者実地指導 グッドポイント項目一覧

No.	実 施 内 容
1	<p>サービスの利用開始から約半年間に4回のプラン変更を行い、柔軟なサービス提供を行っている。中には軽微な変更と考えられる例もあるが、全てのプラン変更において、アセスメントからケアプラン交付までの一連のプロセスを省略せずに行っている。また、要介護認定の結果が出るまでの間にサービスを利用するにあたり、暫定プランを基に、担当者会議を開催し、説明・同意を行い、利用者及び担当者会議出席者に暫定プランを交付し署名押印をもらっている。その後、認定結果を踏まえて、プラン変更がないにもかかわらず、再度の説明・同意を行い、利用者及び担当者会議出席者にプランを交付し署名押印をもらっている。改めての一連の業務を行っている。</p>
2	<p>研修実施記録において、ポイントとなる部分や補足説明、この部分の対応が必要等の受講者の意見等を資料に赤字で書込んだり、付箋を貼付して説明を加える等、出席していない職員が内容を理解しやすいように工夫している。このことにより居宅介護支援事業の質の向上が図られ、利用者の福祉の向上が期待できることからグッドポイントとした。</p>
3	<p>ケアマネージャー帳票管理シートを独自に作成し、手続きに漏れがないかを随時チェックしている。具体的には、利用者の契約・重要事項の説明・居宅の届出・要介護認定期間(保険証・負担割合証・要介護度)・住宅改修の有無・福祉用具購入の有無・利用表・別表の交付・モニタリングシートの作成・支援経過の記録・短期目標切れ・アセスメント・ケアプラン作成・担当者会議の要点・医療系サービスの主治医照会及び主治医へのプラン交付・主治医意見書・特例申請(軽度者の福祉用具利用・短期入所の認定期間半数超え)・サービス事業所へのプラン交付等の処理が済んでいるかを確認できる。</p>